

決算特別委員会会議録(2)			
日 時	平成11年 9月14日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時50分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	武井委員長、大竹副委員長、成田・松本(光)・大島・古沢・新野・久末・渡部・西脇・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	市長、木野下・佐藤両監査委員、助役、収入役、監査委員事務局長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に古沢・高橋両委員を指名。審査日程の報告。資料要求の申し出を許可する。

大島委員

フィッシュミールに関して、前部長・現部長・保証人・理事が協議経過を記した議事録の写し、死亡した保証人の家族との交渉経過を記した議事録の写しと、相手方の相続関係、「フィッシュミールの未納金は税や国保と同列には考えられない」との市長答弁の根拠、の3点について資料要求する。

商工課長

の交渉経過についての公式な記録は存在していない。これまで話し合いをしてきた日時・会見した人の名前等についての資料は準備しているので整理して提出したい。なおの相続関係については、まだ承知していないので今後調査して確認したい。については、税等については法律上の要件の下で滞納処分や差押え等が実施できるが、フィッシュミールについては、税外徴収の一つとして整理しており、滞納や差押えで税等と同じ扱いの面もあるが、昭和51年の設立以降の経過や公害防止という当時の時代背景の中で、一定の政策的判断があって現在のようになっている、その意味で「同列ではない」と答弁したものであり、ご理解願いたい。

大島委員

交渉に当たっては、議事録をとるのが普通である。それがないとは一体何をしていたのか。メモなどもらっても何もならない。これでは信用できない。

助役

当時のいろいろないきさつがあって現状のようになっている。現実問題として公文書としての経過記録は残っていないので、日時と面談の経過ということでご理解願いたい。

委員長

付託案件を一括議題とし、これより総括質疑に入る。

古沢委員

軽自動車税の減免について

市税条例の第69条の2第1項に「市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる」と規定されているが、これに基づいた平成10年度の軽自動車税減免台数と減免額を示せ。

市民税課長

92台・49万2,200円である。

古沢委員

この規定は、昭和45年3月31日付自治省税務局長通達「身体障害者または精神障害者に対する自動車税、軽自動車税または自動車取得税の減免について」が根拠であるが、この通達における減免の趣旨は何か。

市民税課長

身体に障害があるため日常生活を営むに当たり歩行することが困難である身体障害者等が自ら使用する軽自動車等、身体若しくは精神に障害があるため日常生活を営むに当たり歩行することが困難である身体障害者等のために、当該身体障害者等と生計を一にする者が使用する軽自動車等、身体若しくは精神に障害があるため日常生活を営むに当たり歩行することが困難である身体障害者等のために、当該身体障害者等(単身で生活を営む者に限る)を常時介護する者が使用する軽自動車等については、当該身体障害者等の日常生活に不可欠な生活手段となっているため、当該軽自動車等について軽自動車税を減免することにより、当該身体障害者等が障害を克服し、健全な者に伍して社会生活を営むことができるよう、税制上の配慮を加えるものである。

古沢委員

道の自動車税は昭和41年に同趣旨の通達が出されて以降、減免・免除をスタートさせている。昭和45年といえば、調定件数が札幌ナンバーで10万台を超えた年であり、それ以降、年々処理件数が増えてもはや手作業から電算処理に移行する他ないという状況であった。同時に、この時期は障害を有する方々が社会参加するための自動車の有効活用がどんどん増えてきた時期であり、いわばこの通達は当時の社会的要請であったと思う。

道の扱う自動車税と市の扱う軽自動車税において、税の減免の取り扱いにどんな差異が生じているか。

市民税課長

道においては昭和41年から当該障害者が所有し運転する車輛に対して減免することとし、昭和45年の通達が出る前の課長内かんにより情報を得て、それは「課税免除」として取り扱うこととしてきている。一方、45年通達の内容は「減免」と表現されている。

古沢委員

「課税免除」と「減免」は具体的にどのように取扱いが異なるのか。

市民税課長

「課税免除」は地方税法第6条第1項(地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合において、課税をしないことができる)に基づくものである。ただ、本市の場合の「減免」では、地方税の納税義務者の担税力の減少その他、納税義務者個人の事情に着目して、一旦発生した納税義務を減免するものである。

古沢委員

本市の条例及び施行規則の手続きにしたがって考えると、軽自動車税を減免してほしい人は、納税キップが出てから、納期限前に申請して当該年度の軽自動車税を減免してもらおうという流れになる。一方、道の「免除」規定では、ある時期から障害者手帳の交付を受けていたと分かれば、その該当年度(5年間まで)まで遡り納入済額があれば還付もする。

他市町村で条例の規定上は「減免」としつつ、実際は道のように適用時期を遡らせて運用しているところはあるか。

市民税課長

帯広市は規定を「課税免除」としており、初回のみ申請を行うことにより免除としている。また、本市は手続きに7日前までとの期限をつけているが、札幌市では期限を付けずいつ申請してもよい結果、課税免除的な取扱いになっている。

古沢委員

条例や規則を整備するに当たり、まず制度趣旨をきちんとおさえておかなければならないと思う。

また、減免対象となる障害の範囲が異なっている。要求した資料(障害・等級別件数)によると、自動車税免除対象となりうる人は市内に323名いるが、本市の軽自動車税においては減免されない。さらに、自動車税では療育手帳B判定の415名も免除対象となりうるが本市の軽自動車税の場合はB判定は対象外である。そのほかにも、自動車税では精神障害3級該当までが対象となるが、本市の軽自動車税では1級該当しか対象とならない。本市の2・3級該当者は43名いるので、合計すると781名の方々が入口で拒否されていることになる。同じ条件で自動車を持っている人、軽自動車を持っている人がいて、前者は該当するのに後者は該当しないという差異が生じるのは、趣旨が同じでありながら如何なものか。趣旨に鑑みれば、軽自動車税の減免対象を拡大すべきと思うがどうか。

助役

基本的には、税のあり方としては全国一律であることが大原則と思うが、こうした特殊な減免制度に関しては、税務局長通達に基づき全国の自治体が条例改正して取り扱っているものである。しかし、同じ税目において他市と

異なる実態があるようなので、経過も含め調査して市としてどのような判断をすればよいか、慎重に検討したい。

古沢委員

対象になると承知しながら、努力を怠った結果、減免対象の数字に上ってきていない人がいる。そのことをもっと傷みに感じてほしい。その点を強く要望し、来年度に向けてそういった準備を始めてほしいがどうか。

助役

対象者がどれだけいるかという問題は別にして、一つの制度としてどのように取り扱うかということなので、今すぐ新年度に向けて検討するということは言明できないが、いずれにしても札幌市や道などの実状等を研究してみたい。

西脇委員

財政危機について

景気対策としての普通建設事業が市財政を圧迫し、公債費比率も上昇したというのが、我が党の主張である。理事者は、税収の伸び悩みと経常的経費の増加によるというのが、提出した資料を見ても、単独事業の増嵩が市の借金を増やしたことは明らかで、しかも平成5年を境に高い水準を維持しており、これは小樽市だけではなく全国的な傾向である。平成2年と7年を比較しても、全国で37.8%、本市では32.5%普通建設事業が増えておりこのうち単独事業は75.3%増となっている。したがって、市財政の危機の原因は明らかに公債費の増嵩であるから、今後は公債費の抑制を政策の中心に据えていかなければならないと思うがどうか。

財政課長

公債費の負担が重くのしかかっているのは事実であるし、今後も相当程度増えていくので、総体の問題として問題意識を持っている。義務的経費として今年度負担が拘束される形になるので、その部分には我々も十分注意していかなければならないと考えている。

西脇委員

昭和61年度を100として、以降11年間の動向を見ると、地方税は124にしか増えていないが、地方債は177から305へ倍増している。これひとつとっても、借金の増加が財政を窮屈なものにしていることは明らかである。

監査委員の審査意見書の23ページでも「起債は後年度の財政に大きな負担となり、財政構造の硬直化を招く要因ともなるので、起債事業の実施に当たっては、公債費の推移を十分に考慮されるよう望むものです。」との指摘がある。しかし、既に自治体リストラが始まっており、現実に危機状態であるのに、こんな悠長な指摘に留まっていて、果たして市財政を好転させることができるのか。

監査委員事務局次長

基本的には、先程財政課長が答弁したような全体状況があると認識しており、これからも財政の状況をよく見ながら考えていきたい。

西脇委員

まず原因をはっきりさせなければならぬと思う。行革が100%成功しても50億円程度の財政効果しかなく、全会計で1,400億円・普通会計で770億円もの借金には焼け石に水である。したがって、監査委員としては、もっとつっこんだ分析をして指摘をすべきであり、市長の単なる追認に終わっては役割不十分と思うがどうか。

木野下監査委員

法令に従って事務事業がなされているか、少ない費用で大きな効果をあげるような行政がなされているかの2点が監査の大きな目標である。行政の仕組みについてこれから勉強して、意見の書き方も変えていかなければならないかと思う。

西脇委員

バブル崩壊後、歳入に期待はできないにもかかわらず、景気対策・公共事業の名の下にどんどん金を注ぎ込むよう、国も借金を奨励し、市もその流れに乗ったわけである。単独事業で交付税措置されるのは50～60%にすぎず、これではあとでとんでもないことになるのは明白である。しかも、それらは6%と高金利である。果たして、これらは必要不可欠な投資であったのか。例えば、港湾の借金は141億円あるが、マイナス14mパスをつくったが泊地航路は13mしかなく浚渫のめども立っていない。

監査委員としても、理事者の仕事を追認するだけではなく、言うべきことはきちんと言うとの姿勢で臨んでほしいがどうか。

木野下監査委員

わかりました。

西脇委員

小樽港縦貫線平磯岬ルートについて

海上ルートの小回りから大回りに変更して住民の合意を得たが、それも、漁場への影響や軟弱地盤であることから見直しとなった聞く。しかし、そうしたことは事前調査でわかりそうなことではないか。ルート変更の理由は他にあってはないか。

(港湾)工務課長

実施調査の結果、海上架設の規模がかなり大きくなり、漁場や海水浴場組合の営業への影響等や工事費用が当初の予想よりかなり大きくなると判明したためである。

西脇委員

当初のマイカル予算156億円の37億円は小回りルートでも同じではないか。大回りルートに変更して住民合意を得たが、費用が大きくなり過ぎるから止めたのが本当の理由ではないのか。

(港湾)工務課長

当初の施工方法については、海上施工部分を最小限度に抑える方向で検討してきたが、実際に海底部の地質調査や橋梁の形式等を検討した結果、当初の見込みより大きくなり、事業費も増大したということである。

西脇委員

住民は早くルートを示してほしいが、「年内にはルートを決定と説明会を開催できるだろう」との答弁である。しかし、事前にルートは漏れているのではないか。

港湾部次長

現在ルート見直しの作業中で、国の方でもそれに向け現地調査をしている段階であり、その結果分析を踏まえて、年内にルート案を示して地元説明したいということで国と協議している。

西脇委員

不動産業者が関係住民に用地斡旋等について動いており、住民は、もう立ち退きは確実だと理解しているが、開建からも市からも何の説明もないため迷惑している。というのも屋根や壁を直しても補償金をつり上げるためではないかと噂され、肩身の狭い思いをしているという現実がある。ルートの公表を早めて住民説明を急ぐべきではないか。業者が営業活動していることは承知しているか。

港湾部次長

業者の件は承知はしていない。7月の時点で国と市でルート見直しの方向で協議し、8月末には、住民・漁業関係者・海水浴業者に国の再検討について説明した。その後、住民の不安や問い合わせについては、国と一体となり戸別訪問により説明している。

西脇委員

問題なのは、業者が動き出しているということだ。しかも議員から話を聞いてきたから間違いないと話しているらしい。事前に漏れているとすれば重大問題である。事実確認をするつもりはないか。

港湾部次長

そうした事実があるかどうか承知していないが、地元の意向は国へ伝えていきたい。

西脇委員

築港臨海公園について

午前9時30分から午後5時30分までしか利用できない。これはマイカル関係者や築港駅利用者が長時間駐車するのを排除するための手立てというが、根本的解決策にはなっていないので、こうした時間制限は止めるべきではないか。むしろ、マイカルやJRに責任ある対応を求めていくべきと思うがどうか。

港湾部次長

8月31日のオープン以来、現地の状況把握に努めてきたが、かなりの利用がある。公園利用者のための駐車場として整備したものであり、当面は時間制限で管理し、利用状況を見ながら弾力的に考えていきたい。

(築港)高橋主幹

マイカル関係の従業員の駐車場については、JR用地に360台分程度公共交通機関の利用できない時間帯の通勤者のために確保していると聞いている。各事業体で利用者を限定しているため、その内容強化につき強く指導していくと聞いている。JR通勤者の駐車場については、国道5号側の駅南の札幌寄りに約21台分を以前から確保している。なお今後もう少し増やせないかJRに要望していきたい。違法駐車については、警察と連携しながら啓発啓蒙、マナーの徹底を図っていきたい。

西脇委員

根本問題はそれでは解決しない。マイカー通勤が多いにもかかわらず、そうした現状に合った対応をしていないOBCにこそ問題がある。JRや経営者に、責任を持って現状に見合った駐車場対策を講じるよう、市としてきちんと指導すべきではないか。

築港地区再開発室長

基本的にはモラルの問題であり、違反駐車を是とするものではないが、また一方で、企業として一定の通勤手当支給基準があると思うので、単に駐車場を増やせといえるかどうかは別にして、まずはモラルの徹底を図ってもらうよう企業への指導を強めたい。

渡部委員

財政分析について

実質的単年度収支についての分析と手立てについて代表質問したが、市長答弁では、「マイナス3.6%に転じたのは、固定資産税が2億5,000万円の増となったが個人市民税に特別減税があった結果であり、その後は減税補填債の発行によって措置されるとも聞くが依然として苦しい財政状況が続いている」との分析で終わっている。手立てについては、どう考えてきたのか。

財政課長

手立てについては、まず、職員数を削減し、9年度からの行革で設定した目標値に近付けていくなかで人件費の節約に努めている。その他、予算編成等を通じて、行政サービスを極力低下させない範囲で、各部の事務事業費の縮減に努力してもらっている。

渡部委員

「小樽市の財政」によると、平成3年度は8億2,000万円の単年度赤字であったものが10年度は1億3,000万円の単年度赤字と、年々赤字額が減少してきている。それと同時に事業推進するべく、当時は備荒資金や繰越金を充

てながら進めてきた。こうした資金の注ぎ込み状況と、平成11年3定補正までで残っている基金はどの程度あるか示せ。

財政課長

単年度赤字を黒字とするために措置してきた部分だが、平成7年度以降は繰越金のみで対応しているが、それ以前については、

単位；円	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
備荒資金	10億	1億2,000万	-	-
繰越金	4億	6億	7億6,000万	7億4,000万
減債基金	-	5億7,000万	-	-
財政調整基金	-	-	7億3,000万	5億3,000万

財政調整基金は6年度時点で底をついた。

平成11年3定補正までで残っている基金等の残高は、減債基金が19億円、繰越金が3億円弱、備荒資金が8,000万円程度である。

渡部委員

基金等を注ぎ込んでこれまで何とか財政運営してきたが、いよいよ来年度以降は残りわずか、予算編成するにも相当厳しい段階に入る。しかし、これまで言葉では「厳しい」と表現しつつも、実際本当にそうした危機感を持って事態を受け止めてきたのか。今後、危機感を持って手立てを講じていくには遅きに失した感がある。これまでの様々な質問に対しても、行革推進、人件費縮減、事務事業見直し等を図るとの答弁が続いているが、歳入増に向けた政策が見えてこなければ、単に「厳しい」と言うだけで終わりはしないかと危惧する。

市税収入は今回3.6%・6億1,000万円の減となった。近年で前年度比マイナスとなったのは5年度のマイナス1.3%、6年度のマイナス4.4%である。当時の社会経済情勢及びマイナスとなった背景は何であったのか。

財政課長

4年度まではバブル期で税収が伸びていたが、5年度からは伸びなくなり、法人税中心に大幅減となった。6年度は減税がスタートし、税額だけの比較ではこうしたマイナスだが減税補填債による措置を勘案すれば、6年度は前年度比2.4%増、10年度も同じく1.0%増となる。

渡部委員

財政効率化が効を奏し、7年度は3.9%プラスに転じた。同様に考えると、来年度はプラスになると予想できるが、市税収入そのものは依然として厳しい。歳出において、他市に比べ突出している性質別経費についてはどのように受け止めているか。

財政課長

人件費・扶助費・公債費の義務的経費の占める割合は高く、10年度決算で、この経費に充てた一般財源の構成比は63%(全道10市平均は57%)となっているが、行革の中で人件費については削減傾向にある。

渡部委員

小樽市の人口動態・年齢構成から考えて、扶助費はますます膨らんでいくものと思う。また、一般財源における人件費に充てる割合が相当高いが、単に行革で削減するだけでは解決できず、古い体質が残る機構自体に問題があるのではないかと。人員配置やOA化にも対応しながら環境整備をも図らなければ解決できないのではないかと。

財政課長

人件費の割合は漸減傾向にあるが依然として高い状況なので、全体的な経費を下げるためにはまだ避けては通れ

ない部分である。ただ、これまで各部署でもう少し少ない人員で仕事ができないかということでやり繰りしてきたが、これ以上になると組織全体の中で大きく考えていかなければならないと思う。

総務部次長

単なる人減らしではなく、市民サービスの向上・地方分権の観点から適正な人員配置に努めていきたい。

渡部委員

市民サービスの低下に繋がってはいけなく同時に、快適な職場環境づくりが大切である。行革というすぐ「削減」の話になってしまうが、重要なのは職員をどう配置し、どんな仕事をさせるかということ、さらにそれを補うためにどう機械化していくのかということである。

行革の進捗状況と財政との関係で今後どのような方針を持っているか示せ。

総務部次長

平成9年度に策定した行革実施計画では56項目だったが、昨年度に修正して72項目とした。この項目から見た2ヶ年度の実施率は60.3%である。また、財政効果の観点から見て、当初4ヶ年で53億1,000万円を目標値として持っていたが、現在2ヶ年度で約22億2,000万円、達成率は40%程度となっている。

渡部委員

公債費比率については、監査委員の審査意見書9ページに言及されているとおり、年々上昇している。しかし、その数値に、建設事業等の展開にあたり国が費用負担してくれる分が反映されているのか。その分を勘案すれば、いずれかの段階で比率は下がることになるのではないか。

財政課長

各事業を進めるに当たっての起債の償還について、今年度地方交付税の中から支出してもらえる部分については、公債費比率の算出にあたっては反映されていない。例えば、平成10年度地方交付税に算入されてきた元利償還金は約16億円弱になり、その分市の負担とならないわけだから、その分を考慮して実際の市の負担分をもって算出した「起債制限費率」は10年度で13.2%となっている。これは、全道10万都市平均並みだが、20%を超えると起債が制限されるので、我々としてはこちらをより重視している。

渡部委員

総合計画に盛り込まれた施策や、緊急かつ市民需要に応える施策を進めていった際に、公債費比率は今後どのように推移していくと考えているのか。

財政課長

11年度の仮の予定額まででシミュレーションすると、起債償還額は平成15年度にピークを迎える。比率算出にあたり分母部分が増えれば問題はないが、現状ではそう期待できないので、公債費比率も14年度ぐらいまでは少しずつ上昇するものとする。

渡部委員

厳しい財政状況にあり、どのように運営すれば効率性が高まるか、市民ニーズに応えられるかという点で、今が瀬戸際だと思う。ただ、財政が厳しいからといって抑えれば抑えるほど21世紀プランの3ヶ年実施計画との整合性がとれるのかと危惧している。

21世紀プランの3ヶ年実施計画の進捗状況と今後の見通しについてはどうか。また、厳しい現実はあるが、歳入増施策についてはどう考えているのか。それもきちんと位置付けていかなければバランスがとれないと思うがどうか。

(企画)浜谷主幹

3ヶ年の事業費レベルで平成10年度決算時の進捗率は36.2%、単年度の事業計画における進捗率は95%であり、ほぼ計画どおり進んでいると言える。11年度で実施する項目についてはほぼ予算化されている状況である。今後

については、厳しい財政環境ではあるが、着実な推進に向け努力を続けていかなければならないと考えている。

(企画)安達主幹

21世紀プランの実現に向けては、行財政運営の健全化・効率化も重要な課題であり、財政や行革との関連も重視しながら計画推進にあたっていきたい。

高橋委員

市税収入について

市民税は減税がなければプラスだったというが、個人と法人の納税義務者数はどのように推移しているのか。

市民税課長

	平成9年度	平成10年度
個人	66,427人	66,061人
法人		4,140社

(法人は申告者数)

高橋委員

税額に占める割合は個人75%・法人25%となっており、今後も人口減・少子高齢化が進むと考えると、この個人市民税部分が非常に大きな影響を受けると思うがどうか。

市民税課長

個人市民税については平成11年度以降、恒久的減税が実施され、今後の税制改正も不確定要素が多いが、調定ベースで50億円程度で推移するものと思う。法人市民税については、企業収益により税額にかなりの変動があるので景気動向にかなり左右される要素が強く、今年度も還付申告がかなり多かった。今後の景気好転を期待したい。

高橋委員

市民税に関して今後にはプラス要素は見込めないということか。

市民税課長

税制改正の影響をかなり受け、市税収入としては減収になることもあるが、国でいろいろな補填措置もあるので、それらをみなければ今後の見通しは判断しがたい。

高橋委員

使用料収入について

生涯学習プラザ・博物館・美術館・文学館の利用者数は、9年度と10年度でどのように推移しているのか。

生涯学習プラザ館長

9年度が67,333名、10年度が72,481名である。

博物館長

9年度が95,624名、10年度が83,531名である。

美術館副館長

美術館は、9年度が16,725名、10年度が17,401名である。文学館は、9年度が14,025名、10年度が16,529名である。

高橋委員

博物館の常設展個人入場者数(大人)が、54,747人から47,015人へ減っている理由は何か。

博物館長

全体的に入館者が減少傾向にあり、それと平行の動きを示しているものと思う。当館の立地条件等から、観光客の流れが以前と比べ少なくなってきたことも影響しているのではないかと思う。

高橋委員

観光客は増えているが、博物館を訪れる人が減少しているということか。

博物館長

今年は昨年に比べ増加の傾向も見られ、他市の同程度規模の博物館と比べても決して少なくはない。今後も地道に入館者減を防いでいきたい。

高橋委員

美術館・文学館において、増加している要因は何か。

美術館副館長

特にこれといった要因はないが、文学館では9年12月に市民から基金を募り、小林多喜二の手紙を購入・展示することができ、11年2月には多喜二のデスマスクの原型を寄託いただき、展示した。その期間中は従来より多くの来館者があった。特に、デスマスクには5日間で3,000人を記録した。また、9年度から両館とも特別展事業を年1回から2回に増やしたことも効を奏しているものと思う。

高橋委員

おたる自然の村について

決算説明書(151ページ)に管理運営委託料が8,740万円となっているが、その内容を示せ。

経済部副参事

人件費関係としては、事務局長がプロパーで300万円、職員5人の給料が1,400万円、職員手当が1,040万円であり、その他に警備・清掃の委託料を合わせて3,400万円等となっている。

高橋委員

併設のパークゴルフ場が人気を博しているというが、管理運営委託料を支払ってなお、入場料を徴収しており、収支はどのようになっているか。

経済部副参事

10年度決算で使用料収入はトータルで3,958万円程になっている。

高橋委員

入場料の2倍以上もの委託料を支出しているということか。

経済部副参事

そのとおりである。

高橋委員

こうした逆転の構図は開設当初から続いているのか。

経済部副参事

昭和61年の自然の村公社創設以来、経費に占める収入の割合は50%を切る状態が続いている。

高橋委員

今後検討していくべき内容だと思う。

秋山委員

経常的収入と臨時的収入について

監査委員の審査意見書の7ページに「経常的収入と臨時的収入」の項があるが、それぞれに含まれている国庫支出金とは、どのような内容のものか。

財政課長

一般的に経常的・臨時的と区分しているのは、国への統一的な報告要件となっており、例えば、経常的収入は、

建設事業のように当該年度ごとにやるやらないで大きな金額の差があるものではなく、扶助費のように毎年一定額がかかる部分に対して、交付されるものを経常的収入としている。

秋山委員

「経常的収入と臨時的収入の構成比率は、58.2%対41.8%となりました。」とあるが、理想的な比率はあるのか。

財政課長

特に基準となるものはない。

秋山委員

青果物・水産物卸売市場事業特別会計について

各会計とも一般会計から繰出金を支出しており、それがなければ運営が成り立たない常況にあるが経費をできるだけ切り詰め、独立採算の形で営業することはできないのか。

財政課長

市場収入で賄えばベストだが、現段階では可能な限り節約しても賄い切れない状況である。

秋山委員

審査意見書の45ページに「流通の円滑化を図り、市民生活の安定に寄与されるよう、努力を続けられることを期待します。」とあるが、「市民生活の安定」のためにこれだけ財源をかけた方が得策なのか、独立採算制の方向に努力する方がプラスかという検討もしてほしいがどうか。

財政課長

卸売市場としての大事な役割を担っており、市場事業の安定経営により市民生活に支障を来さないようにとの趣旨だと思う。ただ、行財政の観点からは、どういう手立てが可能か知恵を絞っていかねばならないと思う。

秋山委員

国保会計について

今年度赤字額が3,637万4,000円で前年度よりも大幅に改善されたが、9年度末の累積を合わせると30億1,908万3,000円の赤字となる。この根本的原因について「加入者の負担感に配慮して医療費に見合う保険料を賦課していないので一般財源から多額の繰り入れをしている」のだとし、また、医療費に見合う保険料を確保するためには「保険料の適正な負担分について慎重に検討を進めている」というが、もっと詳しく説明せよ。

保険年金課長

平成10年度については、医療保険制度の改革等、また診療報酬の0.6%の減などの影響により、一般被保険者医療費また老人保険拠出金においても退職被保険者に係る分の企業等被用者保険者の2分の1負担の影響により、約3億3,000万円ほど収支が改善したが、そもそも国民健康保険制度については医療費を国庫補助金2分の1、残りの3分の1を被保険者からの保険料で賄うのが原則となっているが、小樽市においては、加入者の負担が増えないように、昭和63年に医療改訂して以来、医療費が毎年上がるにもかかわらず、保険料を据え置いている。これが根本的な国保の収支不足を招いている原因である。

今後については、自助努力として医療の適正化や保険料収納向上対策などに努めることはもちろんのこと、以前から国の指導監査でも、医療費の上昇に見合った保険料の改定を検討せよと指摘されているわけだが、来年介護保険の保険料が上積みされることもあるので、直ちに保険料を上げることにはならないと思うが、その辺も前向きに検討を進めていきたい。

秋山委員

介護保険制度導入による医療費抑制効果にかなり期待しているのか。

保険年金課長

公費で5割負担している老人保健施設・特別養護老人ホーム等に入所している方の医療費については、介護保険

制度に移行するので、歳出の内、老人保険拠出金約49億円がいくらか減る可能性がある。

秋山委員

国保料に上乘せして介護保険料を徴収されることになり、現状でも収納率が低いのに、さらに厳しくなると思うが、収納率向上対策についてはどう考えているのか。

保険年金課長

負担増による収納率低下を国も想定しており、それに対する財政的支援を検討中であると聞く。市の国保収納担当としては、特別徴収員を3名増員し14人体制で未納の続いている方との接触回数を増やす・未接触の解消を図る・口座振替の加入促進を強化する・未納者への早期対応や滞納折衝に当たる職員を研修し資質向上を図る等により、収納率が少しでも落ちないように努力したい。

大島委員

フィッシュミールについて

1億5,780万4,100円の未納金について尋ねる。代表質問でも聞いたが、当時の契約書に関する不備についてもこれまでの議会で指摘してきた。これまでの債務者・保証人との交渉内容について質問したところ、「連帯保証人や理事長、死亡した保証人の家族と会って話し合いを続けてきた」との答弁であった。しかし、その公的な議事録はなく、メモ程度のものをもらった。しかし、これでは話し合いの内容はさっぱりわからない。これまで一体何をしてきたのか、本当は記録があるが市に都合の悪いことでもあるのではないかと思わざるを得ない。

死亡した3名の保証人の部分では、どなたと会ったのか。

商工課長

3名の連帯保証人が平成5年、8年、10年に亡くなっており、平成10年に連帯保証人と会うという段階で、それぞれ妻、長女、長男に会い、債務確認等について話し合いをした。ただ、それぞれの方々が相続をしているか否かは未確認なので、後日確認したい。

大島委員

今に至って「後日確認する」とは何たることか。相続していない人と話し合っても無意味である。フィッシュミールについては、最初から書類に不備があったが、そうした不備がまだ続いているということだ。返済してもらおうとの気持ちが一切感じられず、面倒なことは先送りとの姿勢にしか見えない。市長は「粘り強く交渉する」と言うが、連帯保証人は既に86歳・74歳(2名)・73歳と高齢である。

連帯保証人の責任がどれだけ重いかこれまでも繰り返し言ってきた。銀行の支店長だった収入役や、木野下監査委員は、それをよく承知しているはずである。しかし、この調子でいって果たして1億5,780万円がどうなってしまうのか。「税や国保や住宅とは同列にはできない」と言うが、フィッシュミール同様、協業組合を結成したものはいずれも挫折したが借金は返済している。フィッシュミールは組合が使用料から返済するという約束で市が公害防止事業団から融資を受け建設した施設である。

山田市長は、昭和63年から平成3年まで経済部次長、平成7年から9年まで経済部長を歴任し、一番責任ある立場にあった。この間どんな請求をしていたかといえば、年に1度「未納なので払ってください」程度の文書を送っただけである。動き出したのは、私が指摘してからだから平成9年の秋頃ではないか。その間に人事異動で部長も課長も替わる度に、双六の振り出しに戻ってきた。この問題に対し市がどのような姿勢を持っているのか甚だ疑問である。

6月23日の住宅行政審議会で、元助役だった方が「この資料を見る限り、大変な数字だと率直に思います。だからこのままいくと、悪貨が良貨を駆逐して、もうこんなものは払わなくていいということになりかねない。だから僕はある程度の線を決めて、市は英断をもって処置すべきだ。」と言っている。「この資料」では滞納が34

カ月分・71万円にも及び、それに対し新年度予算で70万円の裁判費用を計上している。「英断をもって処置せよ」というのは全くそのとおりだと思う。山田市長には先送りしてきた責任がある。この問題についてどのように対処していくつもりなのか。

市長

現在も話し合いは継続中である。フィッシュミールは、各事業者が個別に工場を持っていたのを、当時社会問題化していた公害の防止事業として、協業組合を設立したものである。しかし、その後の二百海里問題で原魚確保が困難となり赤字経営が続き、組合自体も無財産だったので、現在のような方式に切り替え、組合は操業停止となった。処分する財産が無いので結局は連帯保証人という話になったが、亡くなった方のご家族にはそうした状況を十分承知していない方もいるので説明してきたが、いずれにせよ、こうした大金を一遍にというわけにもいかない。さらに話し合いを進めながら、分割で少しずつでも納めていただくような方向で、これからも努力していきたい。

大島委員

組合が無財産の時に代わりに返済するのが連帯保証人ではないか。高齢で年金生活者だからと言うが、それで責任が無くなるものではない。何か良い知恵がないか、収入役にも相談してみしてほしい。このままズルズルと行くのか、何らかの法的手段を取るのか、全く欠損とするのか、ここで判断しなければ市民は納得できない。それでもまだ「粘り強く」交渉していくつもりなのか。

市長

相当の時間も経過しているので、いずれかの時点でどういった結論を出すか決断しなければならないが、今ただちにこうするという事は申し上げられないので、今お話があったようなことも含めて引き続き、相手方と交渉したいと思う。

休憩 午後3時40分

再開 午後4時00分

新野委員

自然の村パークゴルフ場について

施設が盛況との新聞報道もあり、非常に喜ばしいことである。このパークゴルフ場は、平成8年度から3年がかりで完成したが、パークゴルフ場のみの整備費はいくらか。

公園課長

昨年新設したパークゴルフ場は、決算額は2,034万9,000円だが、パークゴルフ場だけでは、800万円と経費、それに学童農園を移設して作っているの、それをすべて加算し、平成8年度に作ったパークゴルフ場の多少の手直し分も全部含めて2,034万9,000円となっている。

新野委員

平成8年度の決算書を見ると、「パークゴルフ場整備等」で702万4,000円を支出している。これはすべてパークゴルフ場に使ったのか。平成10年度は2,034万9,000円となっていながら実際にパークゴルフ場には800万円しか使っていないのか。

公園課長

平成8年度の工事は予算が限られていることもあり、公園に使う芝関係を吹き付け等の低価なものにしている。また時期等もあるので、吹き付けだと芽が出るかどうかという問題もあるが、芝になると管理だけきちんとすれば翌年の早い時期から使えるので、平成10年に作ったものについては公園芝や土工芝等を使って工事を行っている。ただし、平成8年に作ったものは工事費が決まっていたので、芝関係を造成の時には使えないとのことで、吹き付けで工事を行っており、多少の金額の差が出ている。

新野委員

決算書を見る限りでは平成8年度が700万円、平成10年度は2,000万円となると、市民が待望していたコース18ホールが2,700万円かかったと思ってしまうが、パークゴルフ場新設施工費は一体いくらになるのか。

公園課長

そのコースによってなかなか試算は難しいと思う。丘陵地を作る場合と盛土する場合で工事費は違うので、施工費について㎡当たりいくらか等は難しい。

新野委員

言っている意味は分かるが、愛好者からパークゴルフ場はいくらかかったのかと尋ねられた時に説明できるような費用を示してほしい。

公園課長

平成8年度は702万円でパークゴルフ場はほとんど完成している。今年作ったパークゴルフ場は、工事費が800万円で経費を含め1,000万円程度となる。

新野委員

とすると、決算書の数字は2,700万円だが、実際、ゴルフ場の整備工事費は約1,700万円ということか。

公園課長

その通りである。

新野委員

平成10年度に2,000万円の予算がついたが、パークゴルフが誕生してから10数年になり、近隣市町村にも非常に多くのコースがあり、そのようなコースを見て勉強して参考にするという予算額だと思ったが、実際整備にあたり、設計段階や平成8年度に9ホールをつくる時に、他の市町村のコースを見て研究したのか。

公園課長

本市については限られた長さ・間隔でできる範囲で作っており、山を超え谷を超えるような幕別方式の広い土地はとれないので、他市町村は見えていない。

新野委員

愛好者が急増した4～5年前の状況を考えるとそのような答弁にはならないと思う。そのころには仁木や古平など後志地区でも競争するように整備していたので、残念である。

かねてから、18ホールにするなら認定コースになるようなコースづくりを、と言ってきたが、先進市町村の意見を聞いたり、指導員に相談したような経過はあるか。

経済部副参事

9年度に現在の9コースを造成したが、18ホールに整備された時点で改めて国際パークゴルフ協会の公認を得たいという内部の話があり、造成前に喜茂別の国際パークゴルフ協会後志支部に伺い、担当部長に会って、どのような基準であれば公認コースとして認められるか聞き、また、施工中にも安全性も含めてこのようなコースで造成してよいか話をした。完成後も幕別の本部から来てもらい、現在の新コースを見てもらっている。

新野委員

コース内にU字溝が長くわたしてあるが、蓋をするなどの工夫が必要ではないか。また芝の手入れやカップ周りのグリーンの整備が十分ではなく、他市町村のグループも呼んで大会をするには少し貧弱だと思うがどうか。また、このコースの特徴を示せ。

経済部副参事

U字溝は新・旧コースの境目にあるものだと思うが、現在防護ネットは張っている。蓋がなくて危険だとの声は聞いていないが、再度現場を見て、利用者の意見も聞きたい。また、今回の新コースは6月26日オープンだが、

今年は非常に降雨量が少ないため、芝の管理にかなり手を焼いた。特にグリーンのカップ周りは位置を変えるなどし、芝にも毎日長いホースで水をまいていた経緯もあるが、降雨量が少なかったこと、天気がよすぎたこともあり、芝の傷みがあったものと思う。

公園課長

平成8年にはあまり盛土等はしなかったので全体的に平らなコースになり、平坦過ぎて面白くないとの意見も聞いたので、今回はより難しいコースを目指した。パークゴルフは18ホールでパーが66であるので、33と33でつくるが、ロングコースやショートコースをうまく配置しても今の限られた面積では難しく、たまにボールが隣のコースに行くこともある。比較的簡単な従来のコースで点数を稼いでもらって、多少難度を増した新コースも回れば点数が落ち着くのではないかと考えている。

新野委員

指摘している側溝は中央部分はもちろん、くまげらコースの右手端の側溝、2番3番辺りもである。後ろ向きで見ているのでボールが飛んできて避ける時などに落ちる危険があるので考慮してほしい。今後の施設の維持管理はどこがどの程度の予算で行うのか。

経済部副参事

自然の村のコースは経済部の所管になると思う。来年度以降の維持管理は今年度の様子を見ながら、主に芝の管理が中心になると思うが、場合によっては利用者の意見を聞いて手直しする部分もあると思うので、できる部分は手直ししていきたいと考えている。

新野委員

パークゴルフは基本的に社会体育だと思う。農業振興費でパークゴルフ場の管理運営をしていくのは理解に苦しむ。それらを含め、パークゴルフ場を地域にと計画されて4年以上経つが、市全体のパークゴルフ場の施設整備についてどのように考えているのか。

社会体育課長

今後の社会体育施設としてのパークゴルフ場の整備については、昨年5月に朝里に18ホールができて、今年6月に自然の村が18ホールになったので、それらの利用者の推移や状況を見ながら教育委員会として、引き続き検討したいと考えている。

新野委員

いずれにしても、望洋台のジャンプ台を思い起こしてしまう。面積の狭さ等いろいろ事情がありながらできたのは承知しているが、せっかく市が係わって作ったパークゴルフ場なので、今後の維持管理により、愛好者がまた来ようと思えるような、あるいは近隣のチームに呼び掛けて大会を開催できるような考え方を市に持ってほしい。パークゴルフ場の整備や維持管理は経済部の農業振興費でやるということではなく、もう少し熱を入れてほしい。

財政課長

自然の村にあるコースなので、管理しやすいように農業振興費として整理しているが、パークゴルフ場という位置付けからいえば目的に合った科目ではないかもしれないので、その点は検討したい。

成田委員

小樽公園整備について

公園整備事業費の決算額8,491万4,000円のうち、小樽公園にはどのくらい使われているのか。

公園課長

資料が手元にないので、後日お知らせしたい。

成田委員

小樽公園の敷地面積と施設について説明せよ。

公園課長

都市計画決定面積は23.5haである。園内には運動施設・レクリエーション施設・文化施設等を擁し、明治26年開設以来、市民に長らく親しまれている大切な公園と思う。

成田委員

園内にあるこどもの国の10年度利用者数はどのくらいあったか。

公園課長

4～10月中旬で約6万2,000人・710万円の売上げがあった。

成田委員

花園公園グラウンドの夜間照明使用料のうち、朝野球・軟式野球に係わる収入金額はどのくらいあるのか。

社会体育課長

総収入は112万円程度だが、各団体ごとの内訳は手元がない。

成田委員

忠魂碑のある広場の整備はどこが所管しているのか。

公園課長

周囲の草刈りは公園課が行い、玉砂利などは日赤サイドで行っていると聞いている。

成田委員

あの広場はかなりの面積があるが、年に2度の行事に利用されるだけで、同公園内で最も寂しい場所ではないのか。

公園課長

開設されて110年経ち、当時とは市民の利用の仕方変わり、催し物がある以外はあまり訪れない。今後のあり方については整備基本構想を立てる中で考えていきたい。

成田委員

パークゴルフ場を忠魂碑の広場の所につくれば、どんどん人が集まり公園も賑わうと思うので、検討してほしい。

大竹委員

固定資産税について

市税条例において賦課期日は該当年度の1月1日となっているが、宅地開発されるにあたり、例えば前年度1月1日以前に竣工されていながら、竣工検査の申請をしないことによって翌々年度の課税対象になるということがあるか。

資産税課長

1月1日以前であれば翌々年度の課税となる。

大竹委員

宅地開発業者にとって節税になるのだと思う。しかし、実際の状態がどうかということが本来大切なはずであり、翌々年度の課税までの間に、業者が宅地を売って取得者が固定資産税を払うことになる。財政が厳しい折でもあるから、何とか払ってもらい税収面にプラスとなるようにすべきではないか。また、開発以前と以後で地目が変わることにより評価額も違ってくる。実際に目視では宅地でも地目が原野や山林であれば、それで課税されることになるのか。

資産税課長

例えば開発前の地目が原野であったものが宅地開発中であれば、その過程の段階だとして課税する。そして開発終了時点で宅地として評価することになる。

大竹委員

現実には申請者の意向により課税年度が変わって、固定資産税の賦課が実際とは異なりうると理解してよいか。

資産税課長

原野が宅地開発中なら、まず雑種地として評価された後宅地となるので、1月1日現在でどのような土地形態であるかにより評価が変わってくると思う。

大竹委員

見た目の問題ではなく竣工されたかどうかが大事な問題である。したがって、1月1日以前に宅地になっても竣工届出が1月5日だったら、実際と課税状況が異なることになる。開発サイドの申請に左右されることになると思うがどうか。

資産税課長

税として見る場合は、1月1日現在がどうであるかを捉えて課税するので、1月5日の竣工検査であれば1月1日はまだ宅地ではないので、その状況で課税することになる。

大竹委員

つまり、開発者の意向で物事が決まり、竣工検査がなされるか否かで1年間賦課対象の地目や課税標準額も変わりうるということではないのか。

資産税課長

税の立場では「1月1日現在」との捉え方なので、そうしたこともありうるかと思う。

大竹委員

行政が客観的に見るのではなく、開発者の行為があってはじめて成り立つと解釈してよいか。

資産税課長

宅地開発にあたり、必ず都市計画課に届出がなされるので、そこで竣工を確認し、それをもって当課にて課税することになる。

大竹委員

特別職人事について

収入役・監査委員に民間人が起用されたことは画期的と思うが、その目的は何か。

助役

市内部で経済・金融問題にぶつかったとき、民間出身者の経験や意見を取り入れながら施策に反映させること、監査においても従来とは異なった視点から監査していただくことが第一の目的である。

大竹委員

収入役と監査委員に、就任以来の自治体会計・監査についての感想を伺いたい。

収入役

就任して3カ月経ったが、市の決算を見ると広範囲にわたっており難解な用語も散見され一生懸命勉強している最中である。ただ、官にせよ民にせよ21世紀に向けて、小さいがしなやかで強靱な経営が求められていると思う。それを行政として考えると、事業の縮小や市民に負担していただくなくてはならない等の問題も、これから出てくると思うので市民に対するディスクロージャの観点から、もう少しわかりやすい決算も大事ではないかとの感想を持っている。

木野下監査委員

これまで例月出納検査や企業会計を見てきて、行政の仕組みが分かりかけてきたかなという程度である。民間は

利潤追求が至上命題であり、場合によっては商売をやめた方がよいと判断することもあるが、行政はそれだけではなくやはり市民ニーズに応えることが大きな目標だと思う。今後、私としても事務局と相談して、今までとは違った見方・やり方について検討していきたい。

大竹委員

公会計へのバランスシートの導入について

全国的に採用に踏み切る自治体も増えてきているが、「市民へのわかりやすさ」から考えるとどうか。

助役

一昨年あたりからの傾向と思うが、導入による効果と課題はある。現在、市では上下水道会計・病院会計などに企業会計方式を取り入れているが、そうした方向へ移行していくには、普通会計が現在全国的な市町村の統計をとる際の比較検討資料となっているので、独自の考え方でバランスシートを導入すると、それらに差異が生じてしまうことになる。

国でも統一した基準で導入できないか検討していると聞くので、その動きを見ながら研究すべき課題と考える。

大竹委員

企業会計方式を取り入れているといいつつ、借入金や赤字補填の処理等、民間とはかなり違う。また、比較対照のために必要というが、これから「地方の時代」といわれる中でよその真似ではなく、いかにその自治体の存在感を示していくかということが求められている。独自の取り組みをしながら国家予算を引っ張ってくる位の気概がなければ地方自治体の沈没さえ危ぶまれる。また、市民が興味を持って積極的に行政に参加することで、その維持管理コストが低減することもある時代である。こうしたことも考えあわせながら、21世紀に向けて力を合わせていかなければならないと思うがどうか。

助役

民間の財務諸表と全く同一の様式にすることは非常に難しい。民間サイドの根拠法令は商法だが、公会計は公営企業法に基づいており、バランスシートの導入についてはやはり国の統一な考え方で比較対照する指標という点は崩せないと思うので、自治省が2000年を目処に統一基準を考えているので、その内容を踏まえ、再度検討したい。

委員長

質疑終結。散会宣告。